

令和3年 第11回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和3年7月15日(木)

午後1時30分

場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第10回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- (1) 6月市議会定例会の概要について ——— 別添1
(2) 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて ——— 1
(3) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて ——— 2
(4) 令和3年度川口市スクールガード・リーダーの委嘱を解いたことについて ——— 3
(5) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について ——— 当日1 (秘)
(6) 審査請求について ——— 当日3 (秘)

5 協議事項

- (1) 9月市議会案件について ——— 当日2 (秘)

6 議 事

- 議案第80号 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて ——— 4
議案第81号 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員を委嘱することについて ——— 7
議案第82号 川口市スポーツ推進審議会委員を委嘱することについて ——— 8
議案第83号 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて ——— 10
議案第84号 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について ——— 12
議案第85号 令和3年度川口市スクールガード・リーダーを
委嘱することについて ——— 14
議案第86号 令和4年度使用中学校教科用図書について ——— 15

7 その他

- (1) 前川南公民館の休館について ——— 16
(2) 図書館の新たな取り組みについて ——— 17

8 閉 会

教育長報告（2）

川口市立中央ふれあい館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

氏名	委嘱年月日	条例第4条該当名	解嘱年月日
田島 邦芳	令和2年8月1日	社会教育関係者	令和3年5月7日
増田 壽雄	令和2年8月1日	社会教育関係者	令和3年5月15日
齋藤 真砂美	令和2年8月1日	社会教育関係者	令和3年4月10日

教育長報告（3）

川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて

（1）新郷小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
橋本 健吾	令和2年4月1日	PTA会長	令和3年7月5日

（2）戸塚北小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
安藤 和弘	令和2年4月1日	平沼町会長	令和3年7月5日

教育長報告（４）

令和３年度川口市スクールガード・リーダーの委嘱を解いたことについて

学校名	氏名	委嘱年月日	解嘱年月日
幸町小学校	中野 康剛	令和３年６月１７日	令和３年７月１５日

議案第 80 号

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市立生涯学習プラザ運営審議会条例（平成 30 年条例第 80 号）第 4 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 7 月 15 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	氏名	現在の公職	再・新	条例第4条該当名
1	間中 浩之	公益財団法人川口市スポーツ協会 専務理事	新	知識経験者
2	加藤 一成	公益社団法人川口法人会副会長	新	知識経験者
3	菊地 良美	川口市私立幼稚園協会員	再	知識経験者
4	河井 徹	人権擁護委員	新	知識経験者
5	栗田 さつ子	保護司	新	知識経験者
6	田中 雄士	川口市産業労働行政審査会委員・ 川口市産業技術・技能者顕彰制度 審査委員会委員	新	知識経験者
7	杉本 紀代美	川口市婦人団体連絡協議会会長	再	社会教育関係者
8	小熊 奈々子	川口市スポーツ推進委員協議会 副会長	再	社会教育関係者
9	河野 正道	ボーイスカウトみなみ地区協議会 副委員長	再	社会教育関係者
10	土屋 一美	NPO法人スポーツ・ サンクチュアリ・川口事務局長	新	社会教育関係者
11	櫻井 道子	埼玉県・川口市食生活改善推進員 協議会会長	再	社会教育関係者

1 2	上村 エミ子	川口市立生涯学習プラザ定期利用 グループ連絡協議会員	再	社会教育関係者
1 3	鎌田 ルリ	川口市立生涯学習プラザ定期利用 グループ連絡協議会員	新	社会教育関係者
1 4	小野寺 秀明	川口市青少年問題協議会委員	再	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
1 5	坂井 紀枝	川口市主任児童委員	再	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

2 任期

令和3年8月1日から令和5年7月31日まで

議案第81号

川口市立中央ふれあい館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立中央ふれあい館運営審議会委員に次の者を委嘱するため、川口市立中央ふれあい館運営審議会条例（平成16年条例第20号）第4条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

No.	氏名	現在の公職	条例第4条該当名
1	沼口 弘	本町4丁目町会町会長	社会教育関係者
2	西島 順子	中央地区レクリエーション協会理事長	社会教育関係者

2 任期

令和3年7月16日から令和4年7月31日まで

令和3年7月15日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第82号

川口市スポーツ推進審議会委員を委嘱することについて

川口市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条及び川口市スポーツ推進審議会条例（昭和32年条例第24号）第3条第2項の規定により議決を求める。

令和3年7月15日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

氏名	備考	再・新
安達 善一	(公財)川口市スポーツ協会会長	再任
長谷川 久雄	(公財)川口市スポーツ協会副会長	再任
松田 隆幸	川口市学校体育協会会長 (岸川中学校校長)	再任
三枝木 國記	川口市レクリエーション協会常任理事	新任
平林 仁	川口市スポーツ推進委員協議会会長	再任
中野 亨	川口市スポーツ少年団副本部長	新任
檜木 宏	川口市陸上競技協会理事長	再任
遠山 栄一郎	川口市空手道連盟副理事長	再任
長岡 久御子	川口市ソフトテニス連盟理事	新任
臼杵 裕子	川口市バレーボール連盟理事	新任
岩沢 雅子	川口市健康づくりの会副支部長	新任
本嶋 一	公募	新任
小林 靖大	公募	新任

2 任期

令和3年7月23日から令和5年7月22日まで

議案第83号

川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱・任命するため、川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）第6条の規定により議決を求める。

令和3年7月15日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱・任命をする者

(1) 新郷小学校

No.	氏 名	規則第6条関係
1	野村 潤	P T A会長

(2) 戸塚北小学校

No.	氏 名	規則第6条関係
1	池田 和隆	平沼町会長

(3) 戸塚西中学校

No.	氏 名	規則第6条関係
1	小林 晃成	戸塚公民館長

2 任期

- (1) ~ (2) 令和3年7月15日から令和4年3月31日まで
- (3) 令和3年7月15日から令和5年3月31日まで

議案第84号

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年7月15日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則

川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 240」を「1, 160」に、「440」を「380」に、「240」を「120」に、「80」を「160」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第85号

令和3年度川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて
川口市スクールガード・リーダーに次の者を委嘱するため、川口市地域ぐるみの安心・安全体制整備推進事業要項4の(1)(2)の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

学校名	氏名
幸町小学校	山添 達郎

2 任期

令和3年7月16日から令和4年3月31日まで

令和3年7月15日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 86 号

令和 4 年度使用中学校教科用図書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、下記のとおり議決を求める。

記

令和 4 年度使用中学校教科用図書は、令和 2 年度に採択した教科用図書と同一のものとする。

令和 3 年 7 月 15 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

その他（１）

前川南公民館の休館について

下記のとおり改修工事を行うことから、休館とする。

1 休館期間

令和３年７月２０日（火）から令和３年７月２５日（日）まで

2 工事概要

照明ＬＥＤ化工事

3 備 考

工事期間中は臨時休館となるが、窓口業務（施設予約や使用料入金、
ごみ券販売等）のみ行う。

その他（２）

図書館の新たな取り組みについて

1 どくしょノートの活用について

7月21日より、読んだ本を50冊記録できる「どくしょノート」をさらに活用した取り組みをはじめます。

「どくしょノート」1冊終了ごとに『認定証（50さつ読んだで賞！）』を贈呈し、友達へすすめたい1冊を『おすすめの本カード』に書いてもらい図書館内で掲示等により紹介します。また、楽しんで読書に親んでもらえるよう『かわぐちどくしょの旅 色ぬりカード』も各図書館で配布します。

2 図書館公式YouTubeチャンネルによる情報発信について

令和3年7月、川口市立図書館公式YouTubeチャンネルの運用を開始します。図書館の活動に関する情報・イベント情報・展示情報等、川口市立図書館全体の情報を発信していきます。

<画面のイメージ>



映像による情報の伝達

文章や画像よりも多くの情報を伝えられる動画は、図書館の様子やイベント状況の雰囲気まで具体的な内容を伝えることができ、活字離れが進んでいる若年層にも図書館の魅力や読書の楽しさを伝えることができる。

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

川口市立高等学校の令和4年度の全日制の課程普通科の生徒定員を80名減、文理スポーツコースを120名減、スポーツ科学コースを80名増とするもの。

また、定時制の課程は、令和4年度入学生については、1学級30名の2学級展開とするため、生徒募集人員を20名減の60名とすることから、定時制生徒定員を60名減の380名とするもの。

2 改正の内容

川口市立高等学校の生徒定員を次のとおりとするもの。

課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員
全日制	理数科	共学	120
	普通科	共学	1,160
定時制	総合学科	共学	380

全日制の課程普通科に設置する文理スポーツコース及びスポーツ科学コースの生徒定員を次のとおりとするもの。

文理スポーツコース

課程	生徒定員
全日制	120

スポーツ科学コース

課程	生徒定員
全日制	160

3 施行期日

令和4年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
なし
- (2) パブリック・コメント
不要

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行																																																	
別表（第3条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>男・女・ 共学の別</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日制</td> <td>理数科</td> <td>共学</td> <td style="text-align: center;">1 2 0</td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>共学</td> <td style="text-align: center;"><u>1, 1 6 0</u></td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>総合学科</td> <td>共学</td> <td style="text-align: center;"><u>3 8 0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 全日制の課程普通科に設置する文理スポーツコース及びスポーツ科学コースの生徒定員は、次のとおりとする。</p> <p>文理スポーツコース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日制</td> <td style="text-align: center;"><u>1 2 0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>スポーツ科学コース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日制</td> <td style="text-align: center;"><u>1 6 0</u></td> </tr> </tbody> </table>				課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員	全日制	理数科	共学	1 2 0	普通科	共学	<u>1, 1 6 0</u>	定時制	総合学科	共学	<u>3 8 0</u>	課程	生徒定員	全日制	<u>1 2 0</u>	課程	生徒定員	全日制	<u>1 6 0</u>	別表（第3条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>男・女・ 共学の別</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日制</td> <td>理数科</td> <td>共学</td> <td style="text-align: center;">1 2 0</td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>共学</td> <td style="text-align: center;"><u>1, 2 4 0</u></td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>総合学科</td> <td>共学</td> <td style="text-align: center;"><u>4 4 0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 全日制の課程普通科に設置する文理スポーツコース及びスポーツ科学コースの生徒定員は、次のとおりとする。</p> <p>文理スポーツコース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日制</td> <td style="text-align: center;"><u>2 4 0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>スポーツ科学コース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日制</td> <td style="text-align: center;"><u>8 0</u></td> </tr> </tbody> </table>				課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員	全日制	理数科	共学	1 2 0	普通科	共学	<u>1, 2 4 0</u>	定時制	総合学科	共学	<u>4 4 0</u>	課程	生徒定員	全日制	<u>2 4 0</u>	課程	生徒定員	全日制	<u>8 0</u>
課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員																																																		
全日制	理数科	共学	1 2 0																																																		
	普通科	共学	<u>1, 1 6 0</u>																																																		
定時制	総合学科	共学	<u>3 8 0</u>																																																		
課程	生徒定員																																																				
全日制	<u>1 2 0</u>																																																				
課程	生徒定員																																																				
全日制	<u>1 6 0</u>																																																				
課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員																																																		
全日制	理数科	共学	1 2 0																																																		
	普通科	共学	<u>1, 2 4 0</u>																																																		
定時制	総合学科	共学	<u>4 4 0</u>																																																		
課程	生徒定員																																																				
全日制	<u>2 4 0</u>																																																				
課程	生徒定員																																																				
全日制	<u>8 0</u>																																																				

2 初教科第 67 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神山 弘

令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 文科初第 2012 号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和 3 年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和 2 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和 3 年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和 2 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和 3 年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和 2 年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第 6 条第 3 号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の（ア）から（カ）までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事

項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（通知）」（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号文部科学省初等中等教育局長通知）の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究（下記（カ）参照）の結果のほか、令和 2 年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

（ウ）新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

（エ）上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

（オ）採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第 15 条第 1 項に規定する 4 年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（カ）都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

（3）高等学校用教科書の採択について

令和 4 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号。以下「平成 30 年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和 4 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。第 3 部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成 30 年文部科学省告示第 172 号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について

て、平成 30 年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同日録の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。）附則第 9 条第 1 項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和 3 年度一般図書契約予定一覧」（令和 3 年 2 月 25 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊

の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和 3 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和 4 年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和 3 年 3 月 30 日付け 2 文科初第 2011 号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和 2 年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4 月末日(教科書センターについては 5 月末日)までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 5 条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6 月 10 日以降の最初の金曜日である 6 月 11 日から 7 月 31 日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の 14 日間(法定展示期間)開催すること(令和 3 年文部科学省告示第 33 号)。

(3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期

間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成 27 年 3 月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成 29 年 1 月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

(4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者のもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

(6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

(7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後 1 年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

(2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9 月 16 日）を遵守すること。

(3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせること

にもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書(教科書目録第1部掲載)と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書(同第2部掲載)は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

(5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること(※教科用特定図書等:教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書)。

(6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

(1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

(2) 教科書センターについては、新設、移転(住所表示の変更を含む。)、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類(小・中・高・特別支援学校)の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

(1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

(2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和 3 年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和 3 年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

6月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (教育総務課)	
<p><質問概要></p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>4 学校施設の長寿命化計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の内容について <p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>3 教育活動について</p> <p>(2) 学校のトイレについて</p> <p>ア 洋式化率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の洋式化率の平均値と、最も高い学校と最も低い学校の状況について 	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 「川口市学校施設長寿命化計画」は令和3年3月末に策定作業を完了し、市内の全学校・園の建物を対象とした劣化状況調査の結果と、これを踏まえた中長期的な整備方針を示したところである。本計画では、築後10年未満の建物は、概ね40年を目安に、建物全体の耐久性を高める改修工事等を実施することにより80年間使用することを目指す。また、10年以上経過した建物は、劣化状況に応じて適宜必要な維持補修を行い、65年を目安に改築を検討するものとしている。</p> <p>この方針に基づき、建物の劣化状況の把握に努め、施設を長期にわたり良好な状態で使用できるよう、適切に対応していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 小・中学校の校舎等のトイレ洋式化率については、令和3年3月末現在、小学校においては、平均で56.6%、最も高い学校は87.9%、最も低い学校は36.6%である。また、中学校においては、平均で56%、最も高い学校は82.2%、最も低い学校は50%である。</p>

<p>イ 洋式化に向けた今後の取り組みについて</p> <p>・小・中学校のトイレ洋式化に向けた今後の取り組みについて</p> <p>稲垣 喜代久 議員（自民）</p> <p>6 地域の課題について</p> <p>(4) 青木中学校のトイレ改修について</p>	<p>（教育総務部長）</p> <p>A 小・中学校のトイレの洋式化については、各学校におけるトイレの配置や使用実態等の状況を確認し、必要に応じて改修しているところである。</p> <p>今後につきましても、学校および関係部局と連携を図りながら、適宜、改修等を進めるとともに、学校ごとの差が少なくなるよう、バランスを考慮して整備に努めていきたいと考えている。</p> <p>（教育総務部長）</p> <p>A 青木中学校のトイレについては、昨年、一部で漏水が発生したことから、緊急に修繕を行ったところであるが、排水管等の老朽化が進んでおり、全体的な改修が必要であると認識している。</p> <p>こうしたことから、今後、学校及び関係部局と調整を図りながら、計画的な改修に向けて検討していきたいと考えている。</p>
--	---

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (生涯学習課)	
<p><質問概要></p> <p> こんどう ともあき 議員(新風)</p> <p>4 市内施設にWi-Fiの整備について</p> <p>(2) 公民館Wi-Fi整備について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 公民館にWi-Fi設備を整備することについては、初期費用及びランニングコストに多額の費用を要することが大きな課題であると認識している。</p> <p> また、公民館は様々な生涯学習活動に利用されているが、日常的にWi-Fi設備が必要な状況とはいえないことから、費用対効果は低いものと捉えている。</p> <p> こうしたことを踏まえ、現時点で整備することは難しいものと考えている。</p>

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (中央図書館)	
<p><質問概要></p> <p>福田 洋子 議員 (公明)</p> <p>4 子どもの読書環境について (1) 子どもの読書意欲向上のための取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の図書館で配布している「どくしょノート」を活用し、子どもの読書意欲を向上させる取り組みをしてはどうか <p>(要望)</p> <p>多くの子どもたちが挑戦できるよう、取り組みについて周知をお願いしたい。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 本市においては、現在、読んだ本を50冊記録できる「どくしょノート」を配布し、ご活用いただいている。</p> <p>今後さらに、子どもたちの読書への関心を高め、本を読む習慣につなげることを目的として、「どくしょノート」1冊終了ごとに認定証を贈呈することとしている。</p> <p>また、読み終えた本の中から、友達にすすめたい1冊を選んで図書館内で紹介することなど、今年の夏休みから実施できるよう準備を進めているところである。</p>

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (スポーツ課)	
<p><質問概要></p> <p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>1 魅力ある「教育の町川口」をめざして</p> <p>(4) 中学校体育大会について</p> <p>ア 令和3年度川口市中学校総合体育大会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会の開催状況について 	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 中学校総合体育大会については、実施方法や新型コロナウイルス感染症対策について関係機関と協議しながら、開催に向けて準備を進めてきた。</p> <p>こうした中、すでに水泳競技を実施したところである。</p> <p>今後、他の競技についても、感染症対策を講じた上で、本市の感染状況を注視しながら、順次開催する予定である。</p>

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要	
(庶務課)	
<p><質問概要></p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>5 G I G Aスクール構想について (1) 本市の取り組み状況について</p> <p>(2) 家庭における通信ネットワーク環境について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 本市では、G I G Aスクール構想の実現に向け、学校現場での I C T機器環境整備、1人1アカウントの設定、教員の指導力向上に向けた I C T活用研修の実施、休校時等における家庭への貸し出し用W i - F i ルーターの整備等を行ってきた。</p> <p>また、6月中旬から実施するG I G Aスクール端末の家庭持ち帰りに備え、有害サイトへの接続を遮断するため、全ての端末にフィルタリングソフトを導入したところである。</p> <p>今後は、運用保守業務の中で配置している保護者向けヘルプデスクや I C T支援員等を有効に活用しながら、引き続き良好な学習環境の整備に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本年5月に実施した児童生徒の家庭における通信ネットワーク環境調査によると、全児童生徒数43,531人に対して、41,737人、約96パーセントの児童生徒において、家庭にネットワーク環境があるとの回答であった。</p> <p>家庭とのオンライン学習の実施に当たり、通信ネットワークの確保は必須であることから、引き続き現状把握に努めていく。</p>

<p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>3 教育活動について</p> <p>(1) 奨学金返還支援について</p> <p>・市内に在住し、市内中小企業に就職する場合に、奨学金の返還に対し支援をしてはどうか</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 市内中小企業に就職した場合の奨学資金の返還支援については、市内中小企業の人材確保の手段となるものであるとともに、奨学資金を利用した若者の返還に対する負担の軽減となり、更には居住地・定住地として本市を選択する上での一助になると考えている。</p> <p>この事業については、これまでも議会から指摘を受け検討を重ねていることから、速やかに制度設計を行い、試行的な実施に向け準備を進めていきたいと考えている。</p>
<p>こんどう ともあき 議員 (新風)</p> <p>2 G I G Aスクールの現状について</p> <p>(1) パソコンのセキュリティ対策について</p> <p>(2) 進捗状況について</p> <p>ア パソコンの持ち帰りについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒が利用するG I G Aスクール端末については、有害サイトへのアクセスを防ぐためのフィルタリングソフトの導入が完了した。</p> <p>また、6月中旬にはソフトウェアの設定作業を終了し、学校あてに閲覧可能なサイト等の情報提供を行う予定である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学級閉鎖や休校時にG I G Aスクール端末を家庭へ持ち帰り活用することは、児童生徒の学習保障の観点から、有効な手段であると考えている。</p> <p>また、6月中旬にG I G Aスクール端末を家庭へ持ち帰るための環境を整備するため、保護者向けヘルプデスクの開設や、通信機器</p>

<p>イ 持ち帰り時の学校と自宅でのネットワーク環境の試行について</p>	<p>の貸与に向けたルール作り等に取り組んでいるところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市では、6月中旬からGIGAスクール端末の家庭持ち帰りを開始できるよう、準備を進めているところである。</p> <p>議員指摘の学校と自宅でのネットワーク環境の試行については、学校においてGIGAスクール端末の家庭持ち帰りを進める中で、家庭における端末を活用した学習を通して、確認を進めていく。</p>
<p>(3)家庭のネットワーク環境調査について</p> <p>ア すぐメール登録について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 保護者緊急情報メールの登録状況について、本年5月に実施した保護者緊急メールにおける未登録者数実態調査では、全児童生徒43,531人に対し、40,348人の児童生徒の保護者、約93パーセントが登録済みとなっている。</p> <p>なお、未登録の保護者に対しては、各学校において電話等により連絡を行っていることを認識している。</p>
<p>イ 通信ネットワーク環境調査の結果について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本年5月に実施した家庭における通信ネットワーク環境調査によると、全児童生徒数43,531人に対して、1,794人、約4パーセントの児童生徒においてネットワーク環境がないとの回答であった。</p>

<p>古川 九一 議員 (自民)</p> <p>5 校務支援システムの運用状況について</p> <p>(4) 更新を目前に控えシステム改善に向けた取り組みは</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 校務支援システムは5年の賃貸借契約となっており、来年度に更新時期を迎える。</p> <p>校務支援システムの運用に当たっては、小中学校の職員を交えた会議を年3回程度開催し、情報交換や課題等の整理を行っているところである。</p> <p>契約更新に向け、より職員の負担軽減につながるシステムとなるよう、現場の意見も取り入れながら検討していく。</p>
<p>岩井 ひろゆき 議員 (自民)</p> <p>1 保護者と学校間のデジタル連絡アプリの利用について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員質問のデジタル連絡アプリについては、現在、様々な企業において商品化され、市内外の学校において導入されていることは認識している。</p> <p>現在、独自で導入している学校もあるが、本市では、保護者への連絡ツールとして、保護者緊急情報メールを導入していることから、市としての導入については本市で導入している学校の効果等の検証も含め、調査研究していく。</p>

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(学務課)
<p><質問概要></p> <p>矢野 由紀子 議員 (共産)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染拡大から市民を守る施策を</p> <p>(4) 子どもの命を守る環境を</p> <p>イ 全校へのスクール・サポート・スタッフの配置を</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 今年度のスクール・サポート・スタッフの配置については、県の補助を受け、40校に配置しており、新型コロナウイルス感染拡大防止対策も含めて教職員の働き方改革を推進している。また、未配置の学校においても、子どもたちのために、感染拡大防止に、全教職員一丸となり、取り組んでいる。</p> <p>市独自の全校配置については、人的予算の確保や人材の確保などの課題があることから、今後も、国の動向を注視するとともに、スクール・サポート・スタッフの全校配置に向け、県に働きかけていく。</p>	
<p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>1 魅力ある「教育の町川口」をめざして</p> <p>(1) 学力向上に伴う小学校の教科担任制の導入について</p> <p>ウ 専門性のある教員の確保は可能か</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 専門性の高い教員を小学校に配置するために小中学校間での人事交流を推進しており、現在、中学校教諭数名を小学校に配置している。しかしながら、中学校教員の異動によって全ての小学校に専門性の高い教員を配置することは難しいと考えている。</p>	

<p>(2) 川口市立高等学校に関して</p> <p>ア 附属中学校を含め市内中学校からの異動はどのくらいあったか</p> <p>イ 附属中学校への教員の指導体制はどのようになっているのか</p> <p>ウ 市内中学校と高等学校との人事交流はどのようになっているのか</p>	<p>このことから、まずは小学校において専門性の高い教員を育成することが重要であると捉えており、新たに専科指導の対象とすべき教科を中心に、小学校教員向けの研修を充実させるなど、小学校における人材育成を推進していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和3年度当初人事異動において、市内中学校から川口市立高等学校に異動した教員は2名、市内中学校から附属中学校に異動した教員は4名いる。令和3年度現在、川口市立高等学校に在籍する市内中学校出身の教員は18名おり、高校の教員全体の14.8%となっている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度、附属中学校は1学年3学級で開校した。中高6年間の特色ある教育活動を進めるため、附属中学校では、川口市立高等学校の教員による授業を積極的に取り入れている。国語・社会・数学・理科・英語及び体育においては、附属中学校の教員と高等学校の教員が協働し、指導形態を工夫しながら授業を進めている。また、音楽・美術・家庭については、6年間の学びを見据えて高等学校の教員が授業を実施している。</p> <p>今後も、高等学校と附属中学校の連携を強化し、附属中学校の教員の指導体制を整えていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 平成26年度当初人事異動より、市内中学校と川口市立高等学校の人事交流を実施している。</p> <p>これまで、市内中学校から市立高校への人</p>
---	--

<p>エ 市内義務教育中学校へのテコ入れは行われているのか</p> <p>(5) 大貫・水上バス等運行について ア バス事故を受けて市教委として具体策を検討したのか</p>	<p>事交流は推進できているものの、市立高校から市内中学校への人事交流は現在のところ未実施となっている。</p> <p>人事交流で市立高校において経験を積んだ中学校教員は、数年後に市内の中学校に戻り、それまでの豊かな経験を活かし、様々な分野で子供たちの育成に力を発揮しており、中学校における指導の充実に寄与している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 市内中学校については、毎年、県教委と連携し新採用者や経験人事異動者等を積極的に受け入れるとともに、加配教員の増員を要望するなど、人材確保に努めている。</p> <p>また、市立高校においては、県教委と協議を重ね、今後、県との人事をこれまで以上に活発にし、若手教員の配置について連携をしていく予定である。このことにより、中学校と市立高校の新たな人事交流を進めつつ、中学校の人事異動を計画的に行うことで、中学校の教育の充実に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 両事故を受け、貸切バスの調達については、これまで国や県から、本市を含め各自治体に対し、安全性等を考慮した選定方法を検討する旨等の通知があり、各事業者に対しては、法令遵守徹底のための通知が発出された。</p> <p>これらのことを受け、本市教育委員会としても、関係部局と連携し、契約事業者に対し法令等を遵守し、児童生徒の安全を第一とした業務を遂行するよう、適宜、指導等を実施してきた。</p>
--	---

<p>イ 業者への安全管理、安全運行についての具体的指導はどうしているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 従来、入札に際しては、その仕様書上において、契約の履行に関しては川口市契約に関する規則のほか、法令等に従うものとするとしている。</p> <p>また、落札業者決定後の契約締結時には、法令を遵守するよう改めて指導のうえ締結している。</p> <p>さらに、必要に応じ貸切バス事業者に対する運行指示書や旅行者と貸切バス事業者との間で交わされた契約金額についての状況の報告を求めることとしており、実施期間中は、旅行者と綿密な連携を図っている。</p> <p>今後も、安全安心な校外教育のための方策や指導を実施していく。</p>
<p>ウ 業者選定に当たっては最低制限価格を設定しているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 地方自治法においては、公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手とする一般競争入札が基本とされている。</p> <p>そのため、最低制限価格は設定していないものの、児童生徒の安全確保は大変重要である。</p> <p>こうした観点から、令和3年度においては、指名業者から道路運送法に基づき届け出た運賃により入札を行う旨の確約書を提出いただき、事業者の法令遵守と大貫・水上における校外教育の安全な実施に努めている。</p>

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(指導課)
<p><質問概要></p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>5 GIGAスクール構想について (3) 家庭環境に応じた学習について</p> <p>矢野 由紀子 議員 (共産)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染拡大から市民を守る施策を (6) 東京五輪・パラリンピック開催の中止を求める声に応えること ア 小中学生の東京五輪・パラリンピック観戦について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 家庭とのオンライン学習の実施にあたっては、議員指摘のとおり、ネットワーク環境や保護者の就労状況、外国人世帯など家庭の状況により様々な課題が生じると認識している。</p> <p>休校時におけるオンライン学習を実施するにあたっては、家庭のニーズを的確に把握し、GIGAスクール端末によるオンライン学習を実施するとともに、必要に応じて、学校の教室を開放するなど、子ども達の学習保障ができるよう様々な方策を検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 東京オリンピック学校連携観戦チケットについては、本市の市立学校に対し、県より8,829枚の配券確定を受けている。観戦については、市として一律に中止とすることはしないが、現在県よりキャンセルを受け付ける旨の通知がきており、チケットを希望していた市立学校にキャンセルの意向について調査を行ったところである。</p>	

<p>(再質問)</p> <p>1 (6)アについて、現状として本市においてキャンセルがどれくらい出ているのか。それを受けての見解を聞きたい。</p> <p>3 子どもたちの育ちを守るために</p> <p>(3) 希望する子どもたちが市内の特別支援学校へ通えるために</p> <p>ア 県立特別支援学校高等部を市内に</p> <p>(7) 市としてどのように考えるのか</p> <p>イ 市内に肢体不自由児の特別支援学校の設置を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 1点目について、現在のところ、8, 829枚中4, 488枚のキャンセルの意向があった。</p> <p>2点目について、現在のところ、川口市として一律に中止は考えていないが、今後、オリンピック・パラリンピックにおける国や県の動向を注視しながら、対応していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口特別支援学校高等部の移転は、在籍する児童生徒の過密化を解決するためのものと認識している。</p> <p>また、鳩ヶ谷高校内分校を含め、市内に特別支援学校高等部を設置することは、生徒、保護者の利便性の向上やインクルーシブ教育の推進に繋がるものと考えている。</p> <p>特別支援学校高等部の設置については、県が特別支援教育環境整備計画に基づき進めていることから、今後も県の動向を注視し、必要な情報提供に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市に肢体不自由の特別支援学校が設置されることは、通学の利便性が増し、保護者の負担軽減にもつながると認識している。</p> <p>県教育委員会への働きかけについては、特別支援教育に関する協議会等での情報交換の場面で、継続的に行っているところである。</p>
--	---

<p>坂本 だいすけ 議員（青嵐）</p> <p>1 魅力ある「教育の町川口」をめざして</p> <p>(1) 学力向上に伴う小学校の教科担任制の導入について</p> <p>ア 導入をどう受け止めているか</p> <p>イ 市教委としての具体的準備はどう進めているか</p> <p>エ 現場ではどのように準備が進められているか</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 小学校における教科担任制の導入は、教師の教科指導への専門性が高まり、授業の質の向上が期待される。</p> <p>また、教師一人当たりの持ち時数の軽減や授業準備の効率化により、負担軽減が図られ、教員の働き方改革につながるなど、様々な効果が得られる施策であると受け止めている。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 本年2月に開催した、学校運営の要である教頭を対象とした市立教頭会において、令和4年度からの教科担任制の本格導入を見据え、校内の体制整備など準備を進めるように指示している。</p> <p>今年度、本市では、小学校52校中、37校で教科担任制を導入している。このことから、今後、地区の小学校長連絡協議会において、教科担任制について情報交換をするとともに、効果的な運用について協議していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各小学校では、教科担任制の導入に向けて、外国語科、理科、算数科等の教科担任として、指導力を発揮できる人材を管理職が人材育成計画の中で見極めているところである。</p> <p>また、各小学校の実態に応じた教科担任制の時間割編成についても、執り進めている。</p> <p>今後も、各小学校と連携しながら、教科担</p>
---	---

<p>オ 導入によりどのような成果が期待されるか</p>	<p>任制の円滑な導入に向けて準備を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 小学校での教科担任制の導入は、子どもにとっては、教科指導の専門性をもった教員から指導を受けることにより、学習内容の理解度・定着度の向上が期待される。また、中学校の教科担任制を小学校段階で経験することにより、中学校進学時の不安感、いわゆる「中1ギャップ」を軽減することも期待される。</p> <p>教師にとっても、担当する教科が少なくなることから、一つの教科の教材研究を深めることができ、授業の質の向上及び教師の負担軽減などの成果が期待される。</p>
<p>カ 令和3年度埼玉県学力・学習状況調査及び小学校低学年基礎学力定着度調査は実施されたのか</p> <p>・学力向上にどうつなげるのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和3年度埼玉県学力・学習状況調査及び本市独自の小学校低学年基礎学力定着度調査については、5月13日を基準日として市立全小・中学校にて実施したところである。</p> <p>すでに結果が出ている小学校低学年基礎学力定着度調査については、各学校が、調査結果を詳細に分析し、つまずきの原因把握や個別最適な学びを実現する指導方法の工夫改善等、学力向上に取り組んでいる。</p> <p>今後も、より有効な活用により、子供一人一人の学力を確実に伸ばせるよう、学校訪問等で指導・助言に努めていく。</p>
<p>(2) 川口市立高等学校に関して</p> <p>オ 合格者の割合をどのように考えているのか</p> <p>・合格者の割合は</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和3年度、全日制合格者の市内外の割合は、合格者総数402人のうち市内在住者は210人で全体の52.2%、市外在住者</p>

<p>(要望)</p> <p>より多くの希望する市民の方が合格するよう、生徒募集にかかわって何らかの工夫を要望する。</p> <p>カ スポーツ科学コースの今年度の実状はどうか</p> <p>・今年度の実状は</p> <p>(3) 子どもたちのマスクの着用について</p> <p>ア マスク着用の実状について</p>	<p>は192人で全体の47.8%である。</p> <p>本校は市内唯一の市立高等学校であることから、今後においても、市内中学校進路担当者への定期的な訪問を通して学校案内を積極的に行い、学校の魅力発信に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A このたび、令和3年度から文理スポーツコースをスポーツ科学コースへ改編したところである。</p> <p>大きく変わった点としては、1学年80名の全生徒が運動部に所属している。</p> <p>また、土曜講習やスポーツ系選択科目などの進学目標に応じた授業選択により、生徒は、日々、学習や運動などの教育活動に意欲的に取り組んでいる。</p> <p>今後も特色を活かした取り組みを推進していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校におけるマスク着用については、国や県の通知を踏まえ、対話的活動や体験的活動等の学習活動はもとより、室内で行う学習活動では、飛沫感染防止の観点から原則着用をしている。</p> <p>また、給食指導の際には、食べる時のみマスクをはずし、会話を行わないようにするなど、感染防止に向けて徹底しているところである。</p>
--	---

<p>イ 体育授業等におけるマスク着用の考え方について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 体育授業や部活動等の体育的活動時には、マスクの着用により十分な呼吸ができなくなるリスクや、熱中症などの健康被害が発生するリスクがあることから、感染症対策を講じた上で、マスクを外させるよう各学校へ通知している。</p> <p>一方で、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際や、児童生徒がマスクの着用を希望する場合には、マスクの着用を認めているが、体調の変化に十分注意し、適宜休憩を取らせるなどの適切な対応を行うよう各学校へ周知徹底している。</p>
<p>ウ 教員への共通認識について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 体育的活動時におけるマスクの取り扱いについては、昨年度より通知をしているが、改めて教員への共通認識を図る必要があると考えている。</p> <p>このことから、熱中症事故防止におけるマスクの取り扱いについて、各学校へ通知を发出了した。</p> <p>今後も、児童生徒の健康・安全の確保が図られるよう、適切に対応していく。</p>
<p>(4) 中学校体育大会について</p> <p>イ 令和2年度市民体育祭(中学校の部)中止に伴う調査書の取り扱いについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 調査書の取り扱いについては、埼玉県教育委員会より「令和2年度川口市で実施された新人体育大会地区予選代替大会は、埼玉県中学校新人体育大会地区予選と同等に扱う」との通知があった。</p> <p>そのことを受け、市立中学校長あてに周知し、進路において該当生徒が不利にならないよう、丁寧に対応する旨、各学校に通知した。</p>

<p>こんどう ともあき 議員(新風)</p> <p>2 G I G Aスクールの現状について</p> <p>(2) 進捗状況について</p> <p>ウ 各学校での児童生徒の取り組み状況の違いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、児童生徒の取り組み状況に差がある。その差をなくすにはどうするのか <p>8 市内学校長が告発されたことに対するその後の調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月議会では、把握していないとの答弁であったが、その後の調査や対応はどうか <p>9 いじめ問題について</p> <p>(1) いじめ定義について川口市の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市は、いじめの定義をどのように認識しているか <p>(2) いじめ・不登校の学校での出欠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる不登校の場合の出欠席について学校により扱いに差がある。 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各学校においては授業をはじめ様々な教育活動でG I G Aスクール端末の活用を進めているところである。</p> <p>今年度の学校訪問では端末の積極的な活用が図られるよう、各学校に必ず端末を使用した授業を公開してもらい、学校の取り組み状況に差が出ないように指導主事が指導を行っているところである。</p> <p>今後も、全ての学校で端末の効果的な活用が図られるよう市教委主催の研修会を継続的に行い、教員のスキルアップに努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員質問の件については、当該校長より状況確認を行ったところである。</p> <p>また、その後の対応等については、係争案件に関わるため答弁は控える。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条の定義のとおりであると認識している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A いじめを要因とする不登校については、学習保障など、何かしらの手立てが講じられた場合を除き、原則欠席扱いとしているところである。</p>
---	---

<p>市として、どのように取り扱っているか</p> <p>(3) いじめを受けた元生徒の診断書の認識について</p> <p>ア 市長の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市医療センター主治医が「本人の精神に危険を生じ、生命の危機も生じる」とした診断書を出した件に関して、知っているか <p>イ 教育長の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市医療センター主治医が「本人の精神に危険を生じ、生命の危機も生じる」とした診断書を出した件に関して、知っているか <p>(4) 市が訴えられて判決が出た時の最終責任者は誰かについて</p> <p>(再質問)</p> <p>9 (3)について、診断書の内容を認識しているなら、市長と教育長はどのような感想を持っているか。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 診断書については、担当課より市長に報告していることから、認識している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 診断書については、担当課より教育長に報告していることから、認識している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、教育局において市立中学校元生徒に係る事案について対応しているところである。</p> <p>議員質問の件については、本事案が、係争中であるため答弁は控える。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 1点目については、現在、係争中の案件に関わることから、答弁は控える。2点目については、現在、係争中の案件に関わることから、答弁は控える。</p>
--	--

<p>稲垣 喜代久 議員（自民）</p> <p>4 G I G Aスクール構想における地域探究学習について</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 地域を題材とした探究学習については、社会科や総合的な学習の時間に地域の特色を生かした探究課題を設定し、取り組んでいるところである。</p> <p>G I G Aスクール端末が導入されたことで、調べた情報の蓄積や共有、まとめたことを発信するための動画作成やオンラインでの交流等、学びの幅が広がるものと考えている。</p> <p>また、G I G Aスクール端末の活用により児童生徒相互の学びはもとより、地域の方との交流を通じた協働的な学びの充実が図られ、地域に愛着をもつ児童生徒の育成につながると考えている。今後も地域を題材とした探究的な学習が充実できるよう、一層努めていく。</p>
<p>福田 洋子 議員（公明）</p> <p>3 教育について</p> <p>(1) ヤングケアラーへの支援について</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 家族のケアのため、学校生活に影響が出ている児童生徒への支援は重要であると認識している。</p> <p>このことから、まずは、市教委主催の人権教育研修などの機会を通し、教職員にヤングケアラーの正しい認識を深めていく。</p> <p>また、学校では、児童生徒の少しの変化からでも察知できる教員を育て、ヤングケアラーの把握に努めていく。</p> <p>さらに、気にかかる児童生徒には、定期的に保護者との面談を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、組織的に対応できるように指導していく。</p>

<p>(2) ICTを活用した授業について</p> <p>ア 現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、ICTを活用した授業について、どのように取り組んでいるのか 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各学校においてGIGAスクール端末の特性に応じた場面で活用している。各学校では、課題解決に向けた情報の収集、集めた情報の整理・分析、分かったことのまとめ・表現といった各学習過程において活用している。また、他者との考えの共有や比較などを行い、児童生徒の思考が深まるように活用しているところである。</p> <p>今後も、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、GIGAスクール端末を効果的に活用できるよう努めていく。</p>
<p>イ 不登校児童生徒への支援について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A ICTを活用した学習支援は、不登校児童生徒にとって、個別最適な学びを実現する上で有効な手段の一つであると認識している。</p> <p>不登校児童生徒には、それぞれ個別の状況があることから、児童生徒一人一人の実態把握を行うとともに、保護者との共通理解を図り、個に応じたICTを活用した支援の在り方について積極的に研究を進めていく。</p>
<p>(3) がん教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の中学校では、がん教育についてどのように取り組んでいくのか 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、市内各中学校では、学習指導要領の内容に即し、「がんそのものについての正しい理解」、「適切な生活習慣を身に付けることによるがんの予防」、「早期発見・早期治療」の三点を柱として指導している。</p> <p>また、埼玉県は「効果的ながん教育の普及啓発」を目的に「埼玉県がん教育総合支援事業」を推進し、指導者研修会の開催や講師派遣を行っている。</p> <p>今後も、本事業の積極的な活用を図るとと</p>

<p>古川 九一 議員（自民）</p> <p>5 校務支援システムの運用状況について</p> <p>(3) 通知表と指導要録の作成についてどのような効果があったか</p> <p>6 教育現場における日本語指導について</p> <p>(1) 日本語指導教員配置校における日本語指導教員への研修について</p> <p>(2) 文部科学省作成動画コンテンツの活用について</p>	<p>もに、生徒の「がん」に関する学習がより深まるよう、努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 校務支援システムにより、児童生徒の出欠席情報や各教科の評価などの成績情報、係・委員会活動などの特別活動の記録等を一元管理することが可能となっている。</p> <p>このことから、各情報データが通知表と指導要録に反映されることにより大幅な事務負担の軽減が図られている。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 本市では、日本語指導教員に対して、体系的な研修を実施している。</p> <p>日本語指導の「経験年数別」に本市独自の研修プログラムを策定し、各段階のプログラムを修了した日本語指導教員に「修了認定証」を発行している。毎年度、ステップアップできる研修の実施により、日本語指導教員の専門性や指導力の向上を積極的に図っている。</p> <p>今後も外国籍児童生徒が充実した日本語指導を受けられるよう、日本語指導教員に対して効果・成果のある研修を実施していく。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 議員紹介の文部科学省が作成した動画は、日本の学校生活の特徴が多言語でもとわかりやすくまとめられており、大変有効な動画であると認識している。</p>
--	---

<p>7 進路指導と不登校児童生徒に対する取り組みについて</p> <p>(1) 進路指導の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間に力を借りてもよいのではない <p>か</p> <p>(2) 不登校児童生徒に対する取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間に力を借りてもよいのではない <p>か</p>	<p>本動画については、文書にて学校長あてに案内をしているが、更に、市立校長会や市主催の研修会の場で、活用場面の提案も含めて、具体的に紹介していく。</p> <p>今後も外国籍児童生徒や保護者が安心して、日本の学校生活を始められるよう活用の促進を図っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 進路指導については、義務教育における指導の要であり、生徒一人一人の能力、適性、興味・関心、将来の希望などに十分配慮する必要がある。また、教員が生徒と各家庭との間に育んだ信頼関係のもと、生徒自らの意志と責任で進路を選択・決定できるよう支援・指導できる、各教員にとって、やりがい、生きがいを実感する職務であると認識している。</p> <p>このようなことから、今後も、生徒が自らの生き方を考え、夢を育み、その実現へ歩みを進めるため、各校における進路指導が充実するよう、継続的に指導・援助をしていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 不登校児童生徒の支援・指導の取り組みについては、担任一人で抱えることなく、管理職のリーダーシップのもと、教育相談担当などと協力しながら組織で対応しているところである。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育研究所やフリースクールなどの民間施設等、外部機関との連携を図りながら一人一人の状況に応じた支援を行っている。</p> <p>学校に登校するという結果のみを目標にすることなく、自らの進路を主体的に捉え、</p>
--	---

	<p>社会的自立を目標とした、個々の状況に応じた支援を行うよう引き続き指導していく。</p>
--	--

令和3年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (学校保健課)	
<p><質問概要></p> <p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>3 教育活動について (3) 中学生へのピロリ菌検査実施について</p> <p>矢野 由紀子 議員 (共産)</p> <p>3 子どもたちの育ちを守るために (2) 学校給食の無償化を</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A ピロリ菌検査については、現時点で国から対策型検診として推奨されていないことから、本市の40歳以上を対象とした胃がん検診においても実施されていない。</p> <p>そのような状況の中、中学生へ実施することについては、まずは、学校医等の医療関係者及び保健部と連携し、検査の有効性、検査方法の選定、検査後の対応といった諸課題について研究しなければならないと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校給食の無償化には、毎年度約19億円の財源が必要であり、一部を無償化あるいは補助する場合にも、多額の財源が必要となる。</p> <p>このことから、学校給食の無償化は、実現が難しいものと認識している。なお、経済的な理由から支払いが難しい保護者の皆様には、就学援助制度や生活保護制度の活用により、学校給食費の支援を行っているところである。</p>

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和3年 6月市議会定例会)

教育総務部 スポーツ課

質 疑	応 答
<p>議案第56号 令和3年度川口市一般会計補正予算(第2号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>補正予算説明書の16ページ、体育施設費の測量等委託料について、測量の目的は何か。また、測量の範囲及び内容は何か。委託期間はどの程度予定しているのか。</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>本市と埼玉県の壮大な事業の根底を担う、神根運動場等整備事業の測量委託料であると思うので、しっかりと取り組むようお願いする。(要望)</p> <p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>16・17ページの測量委託については、市はどのように進めていくのか。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>測量の目的については、神根運動場周辺の一体的な整備を検討するにあたり、事前に現況及び土地等の測量を行うものである。範囲については、北スポーツセンター、神根運動場及び神根公園であり、隣接する北中学校を除く、約12万9,000平方メートルである。内容については、土地の境界を確定するための境界測量、土地の高低差の測量及び現況測量である。委託期間は、契約締結日から令和4年3月末までを見込んでいる。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>測量委託については、市内・準市内の業者等にて入札を行い決定する予定である。</p>

質 疑	応 答
<p>また、委託期間は令和4年3月末とのことだが、実質、測量はどのくらいの期間を要するのか。</p> <p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>16・17ページの測量ですが、現況測量とのことであるが、地権者全ての同意を得ての確定測量で良いのか。</p> <p>(井上 薫 委員)</p> <p>各委員から詳細な質問があった。神根運動場の測量を行う期間の中で、今利用している団体の利用が一時的に停止されることが想定される。そのため、利用団体や地域住民の方々には、十分な説明を行うことを要望する。(要望)</p> <p>(大関 修克 委員)</p> <p>測量等についての説明があった。測量等には高圧線や水路について含まれているのか。</p> <p>(大関 修克 委員)</p> <p>高圧線については、配置に影響すると思うので、しっかりと調査することを要望する。(要望)</p>	<p>委託期間は概ね8か月を予定している。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>境界を確定する際には、隣接する地権者の同意を得たうえでの確定した測量となる。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>神根運動場の上を送電線が通っており送電線の下は測量に含まれている。北側の水路については測量には含まれていないが、境界については測量を行う予定である。</p>

質 疑	応 答
<p>(柳田 力 委員)</p> <p>大規模プロジェクトの対象となる土地の測量となると思うが、現在、利用されている土地の状況を鑑み、敷地の形状や隣接する土地などの測量なのか。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>北スポーツセンター、神根運動場及び神根公園の敷地内の測量である。敷地と接している未買収の土地もあるが、その土地についても境界確定を行う予定である。</p>
<p>(柳田 力 委員)</p> <p>大きな施設については、敷地の形状や土地の構造が整ったほうが良い。また、将来を想定した中で土地の検討もしっかりと行っていただきたい。</p> <p>(要望)</p>	
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>測量範囲を具体的に説明していただきたい。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>北側については、水路から南側。東側については、見沼代用水の側道より内側。西側については、埼玉協同病院や大学の前を通る道路の内側。南側については、たたら荘前通りの北側の市有地である。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>12万9,000平方メートルを測量委託するにあたり6,859万6,000円計上している。積算根拠を教えてください。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>積算金額は、庁内の工事担当課へ依頼したチェックリストに基づいたものである。</p>

質 疑	応 答
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>開会日の市長の所信では、50m屋内プールは埼玉県が今後基本計画を策定し正式に決定するとあったが、50m屋内プールは県が整備し、他の施設については市が整備するという認識で良いのか確認したい。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>50m屋内プールは県が整備し、その他の施設については市が整備するものである。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>神根運動場の測量委託の入札については、市内に本社を置く事業者を優先していただきたい。測量を実施するにあたり、施設を利用しているスポーツ団体等に対しては、測量に伴う施設の休止等について、分かり易く、丁寧な説明をお願いしたい。最後に、神根運動場の整備については、県と連携を図り、川口市にふさわしい素晴らしい総合運動施設を作っていただくことを要望する。(要望)</p>	
<p>< 討 論 ></p> <p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和3年 6月市議会定例会)

学校教育部 川口市立高等学校

質 疑	応 答
<p>議案第56号 令和3年度川口市一般会計補正予算(第2号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費</p>	
<p>< 質 疑 > (柳田 力 委員)</p> <p>①保守委託の対象となる学習用端末の台数を教えてほしい。</p> <p>②保守委託の主な内容を教えてほしい。</p> <p>③インターネット接続通信費について回線容量などの詳細を教えてほしい。</p> <p>④導入から運用までのスケジュールの詳細を教えてください。</p>	<p>(川口市立高等学校事務長)</p> <p>①今年度に購入予定の学習用端末1, 120台が保守の対象である。</p> <p>②主に導入のガイダンス、教職員の研修実施、クラウドの管理・監視の他、オンサイト保守・障害対応及びヘルプデスクである。</p> <p>③現在、校内のインターネット回線の通信速度は、下り最大で2Gbpsである。 今年度、学習用端末台数が増えることで、負荷分散を図るため、3Gbpsに回線を増強する。 小中学校1校の回線容量が1Gbpsであるため、3倍の3Gbpsの容量を確保して実施していくものである。</p> <p>④ネットワークの環境整備と学習用端末の納品を9月末までの予定としていることから、運用開始は10月以降を予定している。</p>

質 疑	応 答
<p>(柳田 力 委員)</p> <p>本市の三大プロジェクトの1つである「川口市立高等学校」が、I C T環境整備の推進によって、今年度には学習用端末が1人1台の学習環境となったことから、今後さらに本市の高等学校ならではの有効活用と発展を大いに期待したい。</p>	
<p>(益田 みなみ 委員)</p> <p>委託に端末の保険は含まれているのか。</p>	<p>(川口市立高等学校事務長)</p> <p>保険は含んでいない。</p>
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>保守委託について、小中学校の保守委託との違いや業者などはどうなっているのか。</p>	<p>(川口市立高等学校事務長)</p> <p>小中学校のG I G Aスクール端末の保守委託にはI C T支援員業務が含まれているが、高等学校ではI C T支援員は従前からの既存事業であることから、今回補正予算で要求した保守委託には含まれていない。</p>
	<p>(学校教育部長)</p> <p>小中学校では、保守業務を市内事業者である株式会社スリーウェイに委託している。高等学校については、事業者は、これからの決定となる。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>①小中学校でW i - F i環境調査を実施しているかと思うが、高校でも実施しているのか。</p>	<p>(川口市立高等学校事務長)</p> <p>①W i - F i環境調査は、現在実施中であり、まだ結果は出ていないが、8～9割の家庭でW i -</p>

質 疑	応 答
<p>②タブレット端末を持ち帰ることができるのか。 持ち帰りのルールはどうなっているのか。</p> <p>③インストールするアプリの制限やフィルタリングなどの制限を行う予定なのか。</p> <p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>①保険に入っていないということだが、端末故障時の保証はどのようなものか。</p> <p>②今後、端末の持ち帰りや緊急時のオンライン授業の実施などの準備も進めていただきたい。</p> <p>(井上 薫 委員)</p> <p>OSやアプリケーションソフト等のバージョンアップの際の対応はどうするのか。</p>	<p>F i 環境を持っていることを想定している。なお、W i - F i 環境がない家庭については、モバイルW i - F i ルーターを貸し出すなどにより、対応していく。</p> <p>②まずは校内での端末利用の充実を図ることとし、現時点では端末の持ち帰りは予定をしていない。ただし、休校時などに対応できるよう準備していく。</p> <p>③インストールするアプリやフィルタリングなど、管理ツールによる制御を予定している。</p> <p>(川口市立高等学校事務長)</p> <p>①保障期間内の故障については、一般的なメーカー保証での対応となる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>②小中学校では18日から端末の持ち帰りを開始した。これらの例も参考に、持ち帰りのルールについては検討していく。</p> <p>(川口市立高等学校事務長)</p> <p>学習用端末の運用に必要なバージョンアップ等の作業を含めた契約内容とする予定である。</p>

質 疑	応 答
<p data-bbox="215 365 405 405">< 討 論 ></p> <p data-bbox="215 436 284 477">なし。</p> <p data-bbox="215 573 405 613">< 採 決 ></p> <p data-bbox="215 645 469 685">起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和3年 6月市議会定例会)

教育総務部 文化推進室

質 疑	応 答
<p>議案第71号 川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例を廃止する条例</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>審議会は、埼玉県経営者協会名誉会長の利根委員を会長とし、15名の委員で構成されていたが、それぞれの委員の選出根拠を教えてください。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>審議会条例では、委員について、市民、市内の民間団体から選出された者、知識経験者、美術関係者と定めていることから、条件に合う人を検討し、選出したものである。利根会長については、埼玉りそな銀行の会長を務め、美術の見識もある方であることから選出させていただいた。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>条件に合う人は多数いる中で、例えば、埼玉大学や慶應義塾大学の教授を選出した根拠は何か。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>埼玉大学の教授については、地元の大学であり、多くの美術家を輩出するなど、県内で美術に注力している大学であることから、選出したものである。慶應義塾大学の選出理由については、把握していない。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>基本計画が策定されたところだが、今日現在の状況で、町会等、地元の要請で説明を行ったことがあれば、具体的に教えてください。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>4月以降であるが、4月4日に、候補地に隣接するマンションの一つであるクレール川口プラザ、4月11日にセントラルコーポ川口に説明に出向いた。いずれも、20名前後の参加者があつ</p>

質 疑	応 答
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>4月から、4回説明会を行ったとのことだが、その際の先方の反応はどうだったのか。</p>	<p>た。6月5日には、リビエール栄町というマンションからの希望により、管理組合の4、5名の方々に説明を行い、6月17日には、栄町3丁目町会の役員会で説明を行った。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>各説明会での意見は、基本計画のパブリック・コメントと同様に、「そもそも、美術館が必要なのか」「旧そごうを利用すべき」「美術館なら上野に行けばよい」「公園をなくさないでほしい」「再開発には反対」「住民合意を」という6つに大別されるものが多かった。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>住民や市民の意見を踏まえて、今後、事業を進めていくと思うが、議会に対しても、タイムリーに、親切、丁寧に報告してほしい。</p>	
<p>(意見)</p>	
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>審議会の15名の委員の出席率はどうだったのか。もし、わかれば、出席率100%が何名、70%が何名、1回も出席しない人が何名ということをお願い。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>各委員の出席状況については、今、資料を持ち合わせていないため、お答えできない。</p>

質 疑	応 答
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>審議会の答申では、3カ所の建設候補地が示されたと記憶しているが、それぞれどこか説明してほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>審議会の答申では、建設用地は川口駅周辺の市有地の活用を中心に検討すると示され、これを踏まえ、栄町公民館跡地を含む栄町3丁目11番地区、旧丸井と線路の間の市有地、川口西公園の3カ所について比較検討したものである。</p>
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>今回の基本計画では1カ所に絞られたが、その理由を教えてください。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>川口西公園については、地下埋設物の切り回し等により建設費の増大が予想され、旧丸井と線路の間の市有地については、今後、中距離電車が停車する際に利用する可能性もあり、候補から外れた。栄町3丁目11番地区については、再開発事業で建設することにより費用が抑えられることなどの理由により、候補地としたものである。</p>
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>私が調べたところ、川口西公園は30,000㎡あり、答申された延床面積4,300㎡の施設を2階建てで建てたとしても、埋設物が工事の支障になることはない。工期については、どのように考えているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>基本計画では、当該地区での再開発により建設を目指すとしていることから、工期は再開発事業の進捗によるものと考えている。</p>

質 疑	応 答
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>最も重要なのは、いつスタートできるかということである。再開発で建設するというが、組合設立には3、4年、長ければ7年かかる。そこから工事を始めても10年はかかる。再開発には補助金が出るが、例えば、30階のマンションを建てたとして、それが売れたお金で工事費を賄うことになる。住民の同意が得られず、20階建てにすれば、工事費の不足分を市が負担することになり、4,300㎡という規模も、確保できるか不明である。不確定要素が多い再開発を選択したということは、理解に苦しむ。工期が10年以上となる場合、市としてどう考えるのか。</p> <p>(大関 修克 委員)</p> <p>川口西公園であれば、すぐにでも着工できるし、工期も短期間で済む。広大な敷地の中で、美術館に必要な空間も確保できる。比較検討するのであれば、地下埋設物の状況から杭が打てないなど、調べた結果を示すべきである。私は、川口西公園が最も美術館にふさわしい場所と考えている。しっかり調査してほしい。</p> <p>(要望)</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>策定した基本計画においては、当該地区での再開発事業により建設を目指すとしたものであり、詳細については、まだ明らかにならない部分もある。今後については、再開発の進捗によるが、十分に説明を尽くし、住民の合意形成を図りながら、事業を進めて参りたいと考えている。また、建設候補地の選定については、市街地の賑わいづくりという視点も考慮したものである。</p>

質 疑	応 答
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>これまで、4ヵ所で説明会を行い、そこでの意見は大きく6点あったとのことだが、「そもそも、美術館が必要なのか」「旧そごうを利用すべき」「美術館なら上野に行けばよい」「公園をなくさないでほしい」「再開発には反対」という5点については、栄町3丁目11番地区での建設に後ろ向きな意見と思えるが、どのように捉えているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>ご指摘の5点については、後ろ向きな意見であると感じている。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>「住民合意を」という意見は、合意を得られるように説明を重ねてほしいという要望であり、基本的には、後ろ向きな意見が多かったものと思う。4回の説明会は、すべて住民側からの要請によるものだが、今後、市が主催する説明会を行う考えはあるか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>再開発課も関係することから即答はできないが、前向きに検討させていただきたい。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>大関委員の指摘もあったが、ここだけに絞らず、幅広い議論をしていくべきと思う。地域住民の声に、より一層耳を傾けていただきたい。</p> <p>(要望)</p>	

質 疑	応 答
<p data-bbox="215 295 405 331">< 討 論 ></p> <p data-bbox="215 367 284 403">なし。</p> <p data-bbox="215 506 405 542">< 採 決 ></p> <p data-bbox="215 573 469 609">起立者全員にて可決。</p>	